

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要

資料2-2

下請法対象範囲の基準

=

取引内容

+

資本金区分

取引内容

①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託

資本金区分

〔 A:製造委託、修理委託、情報成果物作成委託（プログラム）、
役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理） 〕

親事業者

下請事業者

資本金3億円超

資本金3億円以下（個人含む）

資本金1千万円超 3億円以下

資本金1千万円以下（個人含む）

〔 B:情報成果物作成、役務提供委託（Aのものを除く。） 〕

資本金5千万円超

資本金5千万円以下（個人含む）

資本金1千万円超 5千万円以下

資本金1千万円以下（個人含む）

親事業者の義務・禁止行為

義務

- 注文書の交付義務
- 書類作成・保存義務
- 下請代金の支払期日を定める義務
- 遅延利息支払義務

禁止行為

- 受領拒否の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 返品の禁止
- 買ったたきの禁止
- 購入強制・利用強制の禁止
- 報復措置の禁止
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 割引困難な手形の交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

下請法の対象となる取引

製造委託

デパート
スーパー → 食品
メーカー

プライベートブランド食品
の製造を委託

修理委託

自動車
ディーラー → 修理会社

請け負った自動車の
修理作業を委託

情報成果物作成委託

放送事業者 → 番組制作会社

テレビやラジオの番組
の制作を委託

役務提供委託

貨物運送
業者 → トラック
運送業者

請け負った貨物運送業務のうち、
一部の経路の業務を委託

下請法の対象とならない取引

売買取引

デパート
スーパー → 卸売業者

汎用品の納入を卸売業者に
発注

カタログ販売（売買取引）

生産機械
製造業者 → 電気機器
製造業者

生産機械製造業者が製造した
製品をカタログに掲載し販売

自己のための役務提供委託

工作機械
製造業者 → 清掃業者

工作機械製造業者が自社の清掃
作業の一部を清掃業者に委託